

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、平成30年8月7日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「6級」と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級へ変更することを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件障害はより上位の等級に該当するものであるとして、本件処分の違法性及び不当性を主張している。

医師の診断書で「右下肢4級」、「総合等級4級」であったにもかかわらず、処分庁が「右下肢7級」、「総合等級6級」と認

定したことは、違法・不当であり、また、請求人は、日々の生活に難儀しており、歩行もままならないのであるから、より上位の障害等級認定に変更をすべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年3月13日	諮問
令和元年5月14日	審議（第33回第3部会）
令和元年6月11日	審議（第34回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から

7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件に係る一上肢の機能障害及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級		2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1

--	--

7 級	0.5
-----	-----

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「脳出血（疾病）」を原因とする「右不全片麻痺」とされている（別紙1・Ⅰ・①及び②）。これを前提として、請求人の右上肢及び右下肢の機能障害（本件障害）の程度について以下検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、右上肢全体に異常感覚及び痺れが認められるとされている。

そして、関節可動域と筋力テストの欄（別紙1・Ⅲ）によれば、体幹及び右肘関節はいずれも筋力半減とされているが、その他の部位については、いずれも筋力正常又はやや減とされ、また、右手の中手指節等の可動域にある程度の制限が認められるが、その他の関節可動域はいずれも概ね正常であるとされている。

また、動作・活動の欄（別紙1・Ⅱ・二）によれば、全ての項目について自立とされている。

そうすると、請求人の右上肢に係る障害は、右上肢全体に異常感覚、痺れが認められ、中手指節等の可動域にある程度の制限があるものの、筋力、関節可動域及び目的動作能力はほぼ保たれていると認められることから、右上肢の機能の軽度の障害7級と認定するのが相当である。

イ 右下肢の機能障害の程度

歩行能力及び起立位の状況の欄（別紙1・Ⅱ・三）によれば、歩行能力（補装具なしで）については、1 km以上歩行不能、起立位保持（補装具なしで）については、1時間以上困

難とされている。

また、動作・活動の評価の欄（別紙1・Ⅱ・二）によれば、全ての項目について自立とされている。

そして、筋力については、右股関節の内転、外旋及び内旋、右膝関節の屈曲及び右足関節の底屈は筋力半減とされているが、それ以外の部位については、筋力正常又はやや減とされており、また、関節可動域はいずれも正常とされている。

本件診断書記載の歩行能力及び起立位保持についてみると、等級表解説によれば、一下肢の機能障害における「著しい障害」（4級）の具体的な例として、「1 km以上の歩行不能」及び「30分以上起立位を保つことのできないもの」を挙げているところ、このうち歩行能力の点について着目すれば、請求人の右下肢の機能障害の程度は、等級表解説の「著しい障害」（4級）に該当するようにも見える。

しかし、等級表解説の「総括的解説」の(4)によれば、「この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない」とされており、具体例の数値だけではなく、筋力、関節可動域及び目的動作能力等を総合的に踏まえて判定をすべきとされている。

そして、起立位保持の点についての本件診断書の記載は「1時間以上困難」であり、これは等級表解説によれば、「軽度の障害」（7級）の具体的な例とされていること、また、請求人においては、右下肢の筋力については、一定程度保たれており、関節可動域はいずれも正常であり、目的動作能力について介助が必要とされるものがないこと等を総合すると、4級の「一下肢の機能の著しい障害」があるとまで認めることはできず、「一下肢の機能の軽度の障害」に該当する

ものとして、障害7級と認定するのが相当である。

#### ウ 総合等級

請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、右上肢機能障害（右上肢の機能の軽度の障害）7級（指数0.5）＋右下肢機能障害（右下肢の機能の軽度の障害）7級（指数0.5）＝総合等級6級（指数1.0）となることから、障害等級6級と認定するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「**上肢機能障害【右上肢機能の軽度障害】**（7級）」、「**下肢機能障害【右下肢機能の軽度障害】**（7級）」として、「**障害等級6級**」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第3のとおり、本件処分の違法、不当を主張するが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求めた上で、本件診断書を作成した〇〇医師に照会したところ、右上肢の機能の軽度の障害7級、右下肢の機能の軽度の障害7級、総合等級6級の回答があったことから、本件処分を行ったものと認められ、また、本件処分は、上記2のとおり、上記1の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)